

乗合バス上限運賃改定審議資料

三重交通(株) (三重県・東海ブロック)

平成26年7月29日
自動車局旅客課

目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容 . . . 1

三重交通(株) (三重県・東海ブロック)

I. 事案一覧 2

II. 査定内容 3

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	三重交通(株)	
前々回改定実施年月日	平成7年12月1日	
前々回平均値上率	4.8%	
前回改定実施年月日	平成9年4月1日 (消費税率引上げ(3→5%)分転嫁)	平成26年4月1日 (消費税率引上げ(5→8%)分転嫁)
前回平均値上率	1.9%	2.3%
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
地帯制運賃 1区	210円	230円
2区	230円	260円
3区	250円	290円
キロあたり賃率	44円90銭	51円40銭
初乗り運賃	170円	190円
平均改定率	14.1%(実施運賃平均改定率2.3%)	
申請年月日	平成26年3月31日	
実施予定日	平成26年10月1日	

※当該申請における現行上限運賃については、平成26年4月1日からの消費税率引上げ分として、同年3月4日に変更認可済みである。

I 事案一覧表

三重交通(株)

申請	年月日	申請者	申請内容	査定
申請	平成26年3月31日	三重交通(株) 代表者 <もい けい 雲井 敬 資本金 4,017 百万円 株主 ① 三重交通グループホールディングス(株)	[地帯制運賃(津市内の特定地帯)] 1区210円、2区230円、3区250円、以後1地帯増すごとに、20円加算。 [対キロ区間制] 現行 基準賃率 44円90銭 2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 5.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍 5.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 0.85 倍 10.0 km をこえ 15.0 km まで : 基準賃率の 0.75 倍 15.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.65 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.60 倍 初乗運賃 170円	申請どおり
諮問	平成26年7月3日		[地帯制運賃(津市内の特定地帯)] 1区230円、2区260円、3区290円、以後1地帯増すごとに、30円加算。 [対キロ区間制] 申請 基準賃率 51円40銭 2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 5.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍 5.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 10.0 km をこえ 15.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 15.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.70 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.60 倍 初乗運賃 190円	
		免許キロ 5,133.5 キロ 内、一般乗合免許キロ 2,526.6 キロ		

Ⅱ 査定内容

(三重交通株)

1. 申請理由

モータリゼーションの進展、景気の低迷、中心市街地空洞化、少子化などの影響による利用者の減少に加え、燃料費の高騰等経費増加による収支悪化を改善するため。

2. 申請者の概要

(1) 事業別収入ウェイト及び収支率

事業別	規模	収入ウェイト	収支率
一般乗合	522 両	32.2 %	81.7 %
みなし4条	23 両	0.8 %	35.6 %
高速バス	23 両	3.7 %	86.2 %
一般貸切	284 両	29.3 %	113.3 %
貨物	29 両	1.0 %	112.7 %
その他		33.0 %	159.5 %
内 訳	旅行	5.0 %	117.2 %
	自家用管理	5.6 %	135.2 %
	管理受託	9.7 %	101.9 %
	整備	2.6 %	141.2 %
	賃貸	7.5 %	290.7 %
	保険	2.3 %	187.4 %
	広告	0.3 %	162.1 %
全事業		100.0 %	107.0 %

(2) 配当額 408,313 千円

(3) 累積欠損 なし
(全事業)

(4) 乗合バス運賃制度別収入ウェイト

地帯制	7.7 %
対キロ区間制	92.3 %
合計	100.0 %

3. 前回改定

平成9年4月1日
平均値上率 1.9 %